

総務委員会

委員一覧 (25名)

委員長	那谷屋 正義 (民主)	武内 則男 (民主)	山崎 力 (自民)
理事	加賀谷 健 (民主)	友近 聡朗 (民主)	山本 順三 (自民)
理事	藤末 健三 (民主)	難波 奨二 (民主)	石川 博崇 (公明)
理事	片山 さつき (自民)	吉川 沙織 (民主)	寺田 典城 (みん)
理事	松下 新平 (自民)	磯崎 陽輔 (自民)	山下 芳生 (共産)
理事	魚住 裕一郎 (公明)	岸 宏一 (自民)	片山 虎之助 (日改)
	石橋 通宏 (民主)	世耕 弘成 (自民)	又市 征治 (社民)
	小西 洋之 (民主)	中西 祐介 (自民)	
	行田 邦子 (民主)	藤川 政人 (自民)	(23. 2. 9 現在)

(1) 審議概観

第177回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案16件（うち本院先議3件、衆議院継続3件）、本院議員提出法律案2件（うち本院継続1件）、衆議院提出法律案3件（うち総務委員長提出2件）、承認案件1件及び日本放送協会（NHK）の決算2件の合計24件であった。

内閣提出法律案16件はいずれも可決した。

本院議員提出法律案2件のうち、**東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための臨時の交付金の交付に関する法律案**を可決したが、同法律案は衆議院において、本院継続の1件は引き続き本院において、いずれも継続審査となった。

衆議院提出法律案3件はいずれも可決した。

承認案件1件及びNHK決算2件は、いずれも承認又は是認した。

また、本委員会付託の請願2種類6件のうち、1種類3件を採択した。

〔法律案等の審査〕

東日本大震災対応 地方税法の一部を改正する法律案は、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のため、固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置並びに個人住民税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税等に係る特例措置を講じようとするものである。委員会においては、本法律案の適用対象、いわゆる「トリガー条項」に対する認識、地方税減免に対する財政措置の在り方等について質疑が行われた。質疑終局後、みんなの党より、東日本大震災により著しい被害を受けた県として総務大臣が指定する県においては、引き続き、いわゆる「トリガー条項」を適用することを内容とする修正案が提出された。採決の結果、修正案は賛成少数によって否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決した。

平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案は、東日本大震災に係る特別の財政需要に対応するため、平成23年度分の地方交付税の総額に1,200

億円を加算するとともに、同加算額の全額を特別交付税とする特例を設けようとするものである。委員会においては、特別交付税増額の位置付けと交付対象経費、特別交付税算定における透明性確保等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決した。

東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律案は、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において地上デジタル放送の受信に必要な設備の整備が困難となっていることに対処するため、地上アナログ放送局の周波数の使用の期限及び当該周波数を使用する無線局の免許の有効期間を延長する等の電波法の特例を定めるものである。委員会においては、アナログ停波を延期する理由、放送局への支援策と予算措置の在り方、共聴施設改修支援の必要性等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決した。なお、附帯決議が付された。

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律案は、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、避難住民に係る事務を避難先の地方公共団体において処理することとすることができる特例を設けるとともに、住所移転者に係る措置を定めようとするものであり、衆議院において、東日本大震災に係る避難者に対する役務の提供に関する措置を追加する修正が行われた。

東日本大震災における原子力発電所の

事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案は、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するため、固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置並びに不動産取得税、自動車取得税、自動車税等に係る特例措置を講ずることとし、あわせて、これらの措置による減収額を埋めるための地方債の特例措置等を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、政府案が事務処理特例の対象を原発事故に伴う避難者に限定した理由、事務処理の特例に伴い国が講じる財政上の措置、地方税の特例に伴う自治体の減収見込額とその補てん措置等について質疑が行われた後、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決した。なお、原発避難者事務処理特例法案に対し、附帯決議が付された。

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律案は、東日本大震災による被害を受けた合併市町村の実情に鑑み、当該合併市町村が旧合併特例法第11条の2第1項に規定する合併特例債を起すことができる期間の特例を定めようとするものである。委員会においては、衆議院総務委員長代理坂本哲志君から趣旨説明を聴取し、延長措置の対象合併市町村の拡大と更なる期間延長の必要性、合併市町村における市町村建設計画と復興計画の整合性、被災した合併市町村に対する財政措置の在り方等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決した。なお、附帯決議が付された。

東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための臨時の交付金の交付に関する法律案は、東日本大震災の被害が甚大であるため、その被害を受けた市町村に対し特別な財政支援が必要であることに鑑み、当分の間の措置として、東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための事業又は事務に要する経費に充てるために市町村に交付する交付金について定めようとするものである。委員会においては、本臨時交付金の復興施策全体における位置付け、交付金総額の積算根拠、所管大臣である総務大臣の広範な裁量権と恣意性の排除等について質疑が行われた。本法律案は予算を伴うものであることから、国会法第57条の3の規定に基づき内閣から意見を聴取し、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。なお、附帯決議が付された。

地域の自主性・自立性 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案、国と地方の協議の場に関する法律案及び地方自治法の一部を改正する法律案は、第174回国会において本院で政府原案どおり可決し、衆議院で継続審査中であったが、第177回国会において修正議決の上、本院へ送付されてきたものである。

地域主権改革推進一括法案は、地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付けを規定している関係法律の改正等を行おうとするものであり、衆議院において、題名を改めること、「地域主権改革」の用語及び地域主権戦略会議に係る規定を削除すること、地方分権改革推進委員会の勧告に即した措置の実施に関する規定を追加すること等の修正が行われた。

国と地方の協議の場に関する法律案は、

国と地方の協議の場に関し、その構成及び運営、協議の対象等を定めようとするものであり、衆議院において、地域主権改革推進一括法案の修正に伴い、所要の修正が行われた。

地方自治法一部改正案は、地方議会の議員定数設定の自由化、共同設置が可能な機関の範囲の拡大等の措置を講ずるとともに、直接請求の制度の適正な実施を確保するために必要な改正等を行おうとするものであり、衆議院において、所要の規定を整理するための修正が行われた。

委員会においては、3法律案を一括して議題とし、法律案修正の理由及び経緯、国と地方の協議の場の協議対象、児童福祉施設の最低基準を条例委任する問題点等について質疑が行われた。質疑終局後、みんなの党より、地域主権改革推進一括法案及び国と地方の協議の場に関する法律案に対し、「地域主権改革」の用語を用いること等を内容とする修正案が提出された。討論の後、順次採決の結果、地域主権改革推進一括法案及び国と地方の協議の場に関する法律案について、両修正案は賛成少数により否決され、両法律案は多数をもって原案どおり可決した。地方自治法一部改正案については多数をもって原案どおり可決した。なお、地域主権改革推進一括法案及び国と地方の協議の場に関する法律案に対し、附帯決議が付された。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、都道府県の権限の市町村への移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを規定している関係法律を改正する等の措置を講じようとするも

のである。委員会においては、自治体の国等への寄附に係る関与の廃止への懸念、地方債協議制度見直しの意義、国の出先機関改革の具体的見直し等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。なお、附帯決議が付された。

地方行政 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案は、地方議会議員年金の財政状況を踏まえて当該年金の制度を廃止するとともに、これに伴う経過措置として、廃止前に共済給付金の給付事由が生じた者等に対する一定の給付措置を講じようとするものである。委員会においては、年金制度の廃止に伴う地方負担の見直し、年金財政の悪化要因、地方議会議員の処遇の在り方等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決した。なお、附帯決議が付された。

地方税財政 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、引き続き公害防止対策事業の促進を図るため、「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の適用期限を10年間延長するとともに、廃棄物処理施設の設置の事業等について、同法律の対象事業から除くこととしようとするものである。委員会においては、質疑を行った後、全会一致をもって原案どおり可決した。

地方交付税法等の一部を改正する法律案は、平成23年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、普通交付税と特別交付税との割合を改め、あわせて、地方特例交付金制度の改正等を行おうとするものであり、衆議院におい

て、地方交付税総額における特別交付税の割合を6パーセントから4パーセントに引き下げる改正の実施を3年間凍結する等の修正が行われた。委員会においては、大震災が地方財政に与える影響、特別交付税制度の在り方、地方交付税総額の確保と中期財政フレームの見直しの必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案は、平成23年度の税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律案の法律としての施行が平成23年4月1日の後となる場合に備え、その際の国民生活等の混乱を回避する観点から、同年3月31日に期限の到来する税負担軽減措置等について、その期限を暫定的に同年6月30日まで延長する措置を講じようとするものである。委員会においては、衆議院議員石田真敏君から趣旨説明を聴取し、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図る観点から、寄附金税額控除の対象の見直し及び適用下限額の引下げ並びに個人住民税等の脱税犯に係る懲役刑の上限の引上げ等の罰則の見直しを行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化等を行おうとするものである。委員会においては、NPO法人に対する支援と寄附金税制の在り方、固定資産評価見直しの必要性、被災自治体の税収見直しと補填措置等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。なお、附帯決議が付された。

運輸事業の振興の助成に関する法律案

は、軽油引取税の税率について特例が設けられていることが軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業に与える影響に鑑み、当該事業に係る費用の上昇の抑制及び輸送力の確保に資し、もって国民の生活の利便性の向上及び地球温暖化対策の推進に寄与するため、当分の間の措置として、当該事業の振興を助成するための措置について定めようとするものである。委員会においては、衆議院総務委員長代理赤澤亮正君から趣旨説明を聴取し、運輸事業振興助成交付金の創設経緯と果たしてきた役割、本法施行後における同交付金の交付の見通し、同交付金基準額の確実な交付を担保する方法等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決した。なお、附帯決議が付された。

情報通信 電波法の一部を改正する法律案は、電波の有効利用を促進する観点から、電波利用料の適正性を確保するためその料額を改定するとともに、周波数の再編を迅速に行うことを可能とするため携帯電話等の特定基地局の開設計画の認定に関する所要の措置等を行おうとするものである。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案は、電気通信事業者間の公正な競争を促進するため、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する反競争的行為の防止に係る規制の実効性を確保するための措置を講ずるとともに、東日本電信電話株式会社等に対する業務規制の手続を緩和しようとするものである。

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案は、現下の経済情勢を踏まえつつ電気通信基盤の整備の促進を引

き続き行っていくため、電気通信基盤充実臨時措置法の廃止期限を延長するとともに、高度通信施設整備事業を見直すほか、独立行政法人情報通信研究機構が行う利子助成業務を廃止しようとするものである。

委員会においては、3法律案を一括して議題とし、周波数オークションに対する総務省の立場、NTT東西の機能分離を行うメリット・デメリット、「光の道」構想の目的・効果等について質疑が行われ、討論の後、順次採決の結果、電波法改正案は全会一致をもって、事業法及びNTT法改正案及び基盤法改正案はそれぞれ多数をもって、原案どおり可決した。なお、3法律案に対し、附帯決議が付された。

NHK 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（いわゆるNHK平成23年度予算）は、収支予算では、一般勘定事業収支において、収入が6,926億円、支出が6,886億円であり、事業収支差金が40億円となっており、事業計画では、テレビジョン放送の完全デジタル化に向けた万全な対策の実施、テレビジョン放送4波の個性を発揮したサービスの実施、視聴者からの信頼を高めるための組織改革等に取り組むこととしている。委員会においては、不祥事の再発防止策、今般の大震災を受けての被災者に配慮した放送、予算の見直しの要否その他のNHKの対応、公共放送の在り方についての新会長の所信等について質疑が行われた後、全会一致をもって承認した。なお、附帯決議が付された。

日本放送協会平成二十年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書及び日本放送協

会平成二十一年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書は、日本放送協会の平成20年度及び21年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成20年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は8,235億円、負債合計は2,729億円、純資産合計は5,505億円となっている。損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,616億円、経常事業支出は6,288億円となっており、経常事業収支差金は327億円となっている。

平成21年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は8,533億円、負債合計は2,904億円、純資産合計は5,629億円となっている。損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,655億円、経常事業支出は6,462億円となっており、経常事業収支差金は193億円となっている。

委員会においては、両件を一括して議題とし、平成24年度からの受信料の10パーセント還元の見通し、NHK経営委員会の在り方、NHKの経営の合理化等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって是認した。

〔国政調査等〕

2月10日、横浜市及び横須賀市における情報通信に関する実情調査のため、NHK横浜放送局及び横須賀リサーチパークに視察を行った。

3月10日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について片山総務大臣から、郵政改革の基本施策に関する件について自見国

務大臣から、それぞれ所信を聴取し、平成23年度総務省関係予算に関する件について平岡総務副大臣から、平成23年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について江利川人事院総裁から、それぞれ説明を聴取した。

3月24日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件、郵政改革の基本施策に関する件及び平成23年度人事院業務概況に関する件について、地方交付税の交付団体が減税を行うことの是非、被災した自治体に対する国の人的支援策、震災に伴いテレビ放送完全デジタル化を延期する可能性、被災地のがれき処理費用を全額国庫負担とする必要性等の質疑を行った。

3月25日、予算委員会から委嘱を受けた、平成23年度内閣所管（人事院）及び総務省所管（公害等調整委員会を除く）の予算の審査を行い、臨時財政対策債の残高減額よりも交付税特別会計借入金の償還を優先した理由、震災で被害を受けた通信インフラの復旧対策、地方自治制度の見直しにおける慎重な検討及び適正な手続の必要性、被災地での雇用創出に向けて緊急地域雇用創出事業を実施する必要性等の質疑を行った。

3月30日、平成23年度地方財政計画に関する件について片山総務大臣から概要説明を聴取した後、鈴木総務副大臣から補足説明を聴取した。

また、平成二十三年東北地方太平洋沖地震への対応及び自立的かつ持続的な財政運営を可能とする地方財政制度の構築に関する決議を行った。

4月12日、東日本大震災に係る総務省の取組状況に関する件について片山総務大臣から説明を聴取した。

また、行政制度、公務員制度、地方行

財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行い、統一地方選挙における浦安市の対応、東日本大震災における消防団活動、被災者への生活保護支給、地域防災計画の在り方等について質疑を行った。

5月10日、行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行い、下水道事業の経営状況、国家公務員の制度改革及び給与削減、高齢者部分休業制度の在り方、原子力災害避難区域の自治体に関する地方交付税算定等について質疑を行った。

5月12日、東日本大震災による自治体行政機能、消防、情報通信及び郵政事業の被害状況等に関する実情調査のため宮城県に委員派遣を行った。

5月17日、上記委員派遣について派遣委員から報告を聴取した。

また、行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行い、被災地の要望する一括交付金創設、東日本大震災が被災地の過疎化に与える影響、地方公務員給与の削減、被災者に対する郵政サービスの一体的提供等について質疑を行った。

6月16日、行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行い、社会保障と税の一体改革、地方公務員制度に対する国の関与の在り方、被災地のがれき処理における国の役割、原発事故の被災者及び被災自治体への支援等について質疑を行った。

8月2日、地上デジタル放送への完全移行に関する件について片山総務大臣から説明を聴取した。

(2) 委員会経過

○平成23年2月9日(水) (第1回)

○行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。

○平成23年3月10日(木) (第2回)

○行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について片山総務大臣から所信を聴いた。

○郵政改革の基本施策に関する件について自見国務大臣から所信を聴いた。

○平成23年度総務省関係予算に関する件について平岡総務副大臣から説明を聴いた。

○平成23年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について江利川人事院総裁から説明を聴いた。

○平成23年3月24日(木) (第3回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件、郵政改革の

基本施策に関する件及び平成23年度人事院業務概況に関する件について片山総務大臣、自見国務大臣、鈴木総務副大臣、平岡総務副大臣、逢坂総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

山崎力君(自民)、魚住裕一郎君(公明)、寺田典城君(みん)、山下芳生君(共産)、片山虎之助君(日改)、又市征治君(社民)

○公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成23年3月25日(金) (第4回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成二十三年度一般会計予算(衆議院送付)
平成二十三年度特別会計予算(衆議院送付)
平成二十三年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(内閣所管(人事院)及び総務省所管(公害等調整委員会を除く))について片山総務大臣、鈴木総務副大臣、平岡総務副大臣及び逢坂総務大臣政務官に対し質疑を行った。

[質疑者]

中西祐介君(自民)、藤川政人君(自民)、石川博崇君(公明)、寺田典城君(みんな)、山下芳生君(共産)、片山虎之助君(日改)、又市征治君(社民)

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)について片山総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

山下芳生君(共産)、又市征治君(社民)(閣法第6号)

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、共産、日改、社民

反対会派 なし

○平成23年3月30日(水)(第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成23年度地方財政計画に関する件について片山総務大臣から概要説明を聞いた後、鈴木総務副大臣から補足説明を聞いた。
- 地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)について片山総務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員西博義君から説明を聞き、同坂本哲志君、片山総務大臣、森田総務大臣政務官、逢坂総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

松下新平君(自民)、魚住裕一郎君(公明)、寺田典城君(みんな)、山下芳生君(共産)、片山虎之助君(日改)、又市征治君(社民)(閣法第5号)

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、日改、社民

反対会派 共産

- 平成二十三年東北地方太平洋沖地震への対応及び自立的かつ持続的な財政運営を可能とする地方財政制度の構築に関する決議を行った。

- 国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案(衆第5号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員石田真敏君から趣旨説明を聞き、討論の後、可決した。(衆第5号)

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、日改、社民

反対会派 共産

○平成23年3月31日(木)(第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第2号)(衆議院送付)について片山総務大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長松本正之君から説明を聞き、同大臣、平岡総務副大臣、政府参考人、参考人日本放送協会会長松本正之君、同協会理事吉国浩二君、同協会理事今井環君、同協会専務理事日向英実君、同協会理事大西典良君、同協会経営委員会委員長職務代行者安田喜憲君、同協会技師長・専務理事永井研二君及び同協会専務理事金田新君に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

[質疑者]

山本一太君(自民)、石川博崇君(公明)、寺田典城君(みんな)、山下芳生君(共産)、片山虎之助君(日改)、又市征治君(社民)

(閣承認第2号)

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、共産、日改、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成23年4月12日(火)(第7回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災に係る総務省の取組状況に関する件について片山総務大臣から説明を聴い

た。

- 統一地方選挙における浦安市の対応に関する件、東日本大震災における消防団活動に関する件、東日本大震災に伴う地方交付税措置に関する件、被災者への生活保護支給に関する件、被災者の生業支援に関する件、地域防災計画の在り方に関する件、被災地域における地上テレビ放送の完全デジタル化に関する件、郵政改革に関する件等について片山総務大臣、平岡総務副大臣、逢坂総務大臣政務官、森田総務大臣政務官、中山経済産業大臣政務官、政府参考人及び参考人日本郵政株式会社専務執行役中城吉郎君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

難波奨二君（民主）、磯崎陽輔君（自民）、岸宏一君（自民）、石川博崇君（公明）、寺田典城君（みん）、山下芳生君（共産）、片山虎之助君（日改）、又市征治君（社民）

○平成23年4月19日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 電波法の一部を改正する法律案（閣法第34号）電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第35号）

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第36号）

以上3案について片山総務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、平岡総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

世耕弘成君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、小熊慎司君（みん）、山下芳生君（共産）、片山虎之助君（日改）、又市征治君（社民）

（閣法第34号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産
日改、社民

反対会派 なし

（閣法第35号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、
社民

反対会派 共産

（閣法第36号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、
社民

反対会派 共産

なお、3案について附帯決議を行った。

○平成23年4月26日（火）（第9回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方税法の一部を改正する法律案（閣法第58号）（衆議院送付）について片山総務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、鈴木総務副大臣、平岡総務副大臣、松下経済産業副大臣、大塚厚生労働副大臣、逢坂総務大臣政務官、和田内閣府大臣政務官、尾立財務大臣政務官、小林厚生労働大臣政務官、田嶋経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

石橋通宏君（民主）、片山さつき君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、寺田典城君（みん）、山下芳生君（共産）、片山虎之助君（日改）、又市征治君（社民）

（閣法第58号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産
日改、社民

反対会派 なし

- 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第174回国会閣法第56号）（衆議院送付）

国と地方の協議の場に関する法律案（第174回国会閣法第57号）（衆議院送付）

地方自治法の一部を改正する法律案（第174回国会閣法第58号）（衆議院送付）

以上3案について片山国務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員坂本哲志君から説明を聴いた。

- 委員派遣を行うことを決定した。

○平成23年4月28日（木）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第174回国会閣法第56

号) (衆議院送付)

国と地方の協議の場に関する法律案 (第174回国会閣法第57号) (衆議院送付)

地方自治法の一部を改正する法律案 (第174回国会閣法第58号) (衆議院送付)

以上3案について修正案提出者衆議院議員坂本哲志君、片山国務大臣、大塚厚生労働副大臣、小宮山厚生労働副大臣、逢坂総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

[質疑者]

小西洋之君 (民主)、磯崎陽輔君 (自民)、石川博崇君 (公明)、寺田典城君 (みん)、山下芳生君 (共産)、片山虎之助君 (日改)、吉田忠智君 (社民)

(第174回国会閣法第56号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、社民

反対会派 共産

(第174回国会閣法第57号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、社民

反対会派 共産

(第174回国会閣法第58号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、社民

反対会派 共産

なお、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 (第174回国会閣法第56号) (衆議院送付) 及び国と地方の協議の場に関する法律案 (第174回国会閣法第57号) (衆議院送付) について附帯決議を行った。

○平成23年5月2日(月) (第11回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案 (閣法第64号) (衆議院送付) について片山総務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、近藤環境副大臣、鈴木総務副大臣、平岡総務副大臣、大塚厚生労働副大臣、森田総務大臣政務官、中山経済産業大臣政務官、林文部科学大臣政務官、逢坂総務大臣政

務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

中西祐介君 (自民)、石川博崇君 (公明)、寺田典城君 (みん)、山下芳生君 (共産)、片山虎之助君 (日改)、吉田忠智君 (社民) (閣法第64号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、日改、社民

反対会派 なし

○平成23年5月10日(火) (第12回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 被災自治体への人的支援に関する件、下水道事業の経営状況に関する件、被災地の意向を反映した復興の在り方に関する件、国家公務員の制度改革及び給与削減に関する件、被災3県における地上テレビ放送の完全デジタル化延期に関する件、高齢者部分休業制度の在り方に関する件、原発事故に対する東京電力の責任に関する件、被災地における保育の在り方に関する件、被災地におけるボランティア活動支援体制整備に関する件、原子力災害避難区域の自治体に関する地方交付税算定に関する件等について片山総務大臣、鈴木総務副大臣、平岡総務副大臣、笹木文部科学副大臣、松下経済産業副大臣、逢坂総務大臣政務官、森田総務大臣政務官、小林厚生労働大臣政務官、岡本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

行田邦子君 (民主)、山崎力君 (自民)、藤川政人君 (自民)、魚住裕一郎君 (公明)、寺田典城君 (みん)、山下芳生君 (共産)、片山虎之助君 (日改)、又市征治君 (社民)

- 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案 (閣法第41号) (衆議院送付) について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成23年5月17日(火) (第13回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 参考人の出席をを求めることを決定した。

- 派遣委員から報告を聴いた。
- 緊急消防援助隊設備整備費補助金の在り方に関する件、被災地の要望する一括交付金創設に関する件、国家公務員給与の一割削減に関する件、東日本大震災が被災地の過疎化に与える影響に関する件、地方公務員給与の削減に関する件、下水処理場汚泥から検出された放射性物質対策に関する件、被災地のがれき処理に関する件、被災者に対する郵政サービスの一体的提供に関する件等について片山総務大臣、福山内閣官房副長官、近藤環境副大臣、小林厚生労働大臣政務官、樋高環境大臣政務官、田名部農林水産大臣政務官、尾立財務大臣政務官、江利川人事院総裁、政府参考人及び参考人日本郵政株式会社専務執行役齋尾親徳君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

吉川沙織君（民主）、山本順三君（自民）、西田昌司君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、寺田典城君（みん）、山下芳生君（共産）、片山虎之助君（日改）、又市征治君（社民）

○平成23年5月19日（木）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（閣法第41号）（衆議院送付）について片山総務大臣、櫻井財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

藤川政人君（自民）、石川博崇君（公明）、寺田典城君（みん）、山下芳生君（共産）、片山虎之助君（日改）、又市征治君（社民）（閣法第41号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、日改、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成23年5月26日（木）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本放送協会平成二十年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及び

キャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

日本放送協会平成二十一年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

以上両件について片山総務大臣、参考人日本放送協会会長松本正之君及び会計検査院当局から説明を聴き、片山総務大臣、平岡総務副大臣、政府参考人、会計検査院当局、参考人日本放送協会会長松本正之君、同協会経営委員会委員長敷土文夫君、同協会理事今井環君、同協会理事冷水仁彦君、同協会経営委員会委員井原理代君、同協会経営委員会委員長職務代行者安田喜憲君、同協会専務理事金田新君、同協会理事大西典良君、同協会技師長・専務理事永井研二君及び同協会理事吉国浩二君に対し質疑を行った後、いずれも是認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

難波奨二君（民主）、石橋通宏君（民主）、山本一太君（自民）、片山さつき君（自民）、山本順三君（自民）、藤川政人君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、石川博崇君（公明）、寺田典城君（みん）、山下芳生君（共産）、片山虎之助君（日改）、又市征治君（社民）（NHK平成20年度決算）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、日改、社民

反対会派 なし

（NHK平成21年度決算）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、日改、社民

反対会派 なし

○平成23年5月31日（火）（第16回）

- 東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律案（閣法第69号）（衆議院送付）について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成23年6月7日（火）（第17回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る

電波法の特例に関する法律案（閣法第69号）（衆議院送付）について片山総務大臣、平岡総務副大臣、森田総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

山崎力君（自民）、石川博崇君（公明）、寺田典城君（みん）、山下芳生君（共産）、片山虎之助君（日改）、又市征治君（社民）（閣法第69号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、日改、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成23年6月16日（木）（第18回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 社会保障と税の一体改革に関する件、緊急警報放送の普及に関する件、国家公務員制度改革に関する件、国と地方の協議の場の在り方に関する件、地方公務員制度に対する国の関与の在り方に関する件、日本郵政グループにおけるパワーハラスメントに関する件、被災地のがれき処理における国の役割に関する件、原発事故の被災者及び被災自治体への支援に関する件等について片山総務大臣、平岡総務副大臣、近藤藤境副大臣、末松内閣府副大臣、大塚厚生労働副大臣、櫻井財務副大臣、内山総務大臣政務官、逢坂総務大臣政務官、江利川人事院総裁、政府参考人、参考人日本放送協会技師長・専務理事永井研二君、日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長齋藤次郎君及び同株式会社専務執行役中城吉郎君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

武内則男君（民主）、礪崎陽輔君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、寺田典城君（みん）、山下芳生君（共産）、片山虎之助君（日改）、又市征治君（社民）

- 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第83号）（衆議院送

付）について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成23年6月21日（火）（第19回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第83号）（衆議院送付）について片山総務大臣、鈴木総務副大臣、笹木文部科学副大臣、末松内閣府副大臣、逢坂総務大臣政務官、尾立財務大臣政務官、市村国土交通大臣政務官、中山経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

若林健太君（自民）、片山さつき君（自民）、石川博崇君（公明）、寺田典城君（みん）、山下芳生君（共産）、片山虎之助君（日改）、又市征治君（社民）

（閣法第83号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、社民

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成23年8月2日（火）（第20回）

- 地上デジタル放送への完全移行に関する件について片山総務大臣から説明を聴いた。
- 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）

以上両案について片山総務大臣から趣旨説明を、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員稲見哲男君から

説明を聴いた。

○平成23年8月4日(木) (第21回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律案(閣法第88号)(衆議院送付)

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第89号)(衆議院送付)

以上両案について片山総務大臣、五十嵐財務副大臣、鈴木総務副大臣、浜田総務大臣政務官、逢坂総務大臣政務官、岡本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

[質疑者]

山崎力君(自民)、魚住裕一郎君(公明)、寺田典城君(みんな)、山下芳生君(共産)、片山虎之助君(日改)、又市征治君(社民)(閣法第88号)

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、共産、日改、社民、無

反対会派 なし

(閣法第89号)

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、共産、日改、社民、無

反対会派 なし

なお、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律案(閣法第88号)(衆議院送付)について附帯決議を行った。

○平成23年8月23日(火) (第22回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 運輸事業の振興の助成に関する法律案(衆第27号)(衆議院提出)について提出者衆議院総務委員長代理赤澤亮正君から趣旨説明を聴き、同赤澤亮正君、同稲見哲男君、片山総務大臣及び池口国土交通副大臣に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

片山さつき君(自民)、石川博崇君(公明)、寺田典城君(みんな)、山下芳生君(共産)、片山虎之助君(日改)

(衆第27号)

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、共産、日改、社民、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律案(衆第28号)(衆議院提出)について提出者衆議院総務委員長代理坂本哲志君から趣旨説明を聴き、同稲見哲男君、片山総務大臣、小泉国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

武内則男君(民主)、寺田典城君(みんな)、山下芳生君(共産)、片山虎之助君(日改)、又市征治君(社民)

(衆第28号)

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、共産、日改、社民、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための臨時の交付金の交付に関する法律案(参第16号)について発議者参議院議員礒崎陽輔君から趣旨説明を聴いた。

○平成23年8月25日(木) (第23回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための臨時の交付金の交付に関する法律案(参第16号)について発議者参議院議員礒崎陽輔君、同中西祐久君、同魚住裕一郎君、同小熊慎司君、同荒井広幸君、片山総務大臣、池田経済産業副大臣、三井国土交通副大臣、小泉国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴き、討論の後、可決した。

[質疑者]

武内則男君(民主)、山崎力君(自民)、石

川博崇君（公明）、寺田典城君（みん）、山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）
（参第16号）

賛成会派 自民、公明、みん、共産、日改、社民

反対会派 民主、無

なお、附帯決議を行った。

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）について片山内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、小宮山厚生労働副大臣、逢坂総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤川政人君（自民）、中西祐介君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、寺田典城君（みん）、山下芳生君（共産）、片山虎之助君（日改）、又市征治君（社民）

○平成23年8月26日（金）（第24回）

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第49号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、社民、無

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成23年8月31日（水）（第25回）

- 請願第1437号外2件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第1789号外2件を審査した。

- 郵政民営化の確実な推進のための日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律を廃止する等の法律案（第176回国会参第4号）の継続審査要求書を提出することを決定した。

- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○平成23年5月12日（木）

- 東日本大震災による自治体行政機能、消防、情報通信及び郵政事業の被害状況等に関する実情調査

〔派遣地〕

宮城県

〔派遣委員〕

藤末健三君（民主）、片山さつき君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、吉川沙織君（民主）、礒崎陽輔君（自民）、世耕弘成君（自民）、山本順三君（自民）、寺田典城君（みん）、山下芳生君（共産）、片山虎之助君（日改）、又市征治君（社民）

（3）委員会決議

— 平成二十三年東北地方太平洋沖地震への対応

及び自立的かつ持続的な財政運営を可能とする地方財政制度の構築に関する決議 —

平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被災した地方公共団体等に対する万全の行財政支援を講ずるとともに、引き続き個性豊かで活力に満ちた分権型社会にふさわしい自立的かつ持続的な地方税財政システムの確立に向けて、政府は、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 一、平成二十三年東北地方太平洋沖地震の復旧・復興については、被災地域の災害対策の強化を図るため、行政機能を大きく喪失した地方公共団体等への職員の派遣等により十全な支援を講ずる

とともに、国と地方公共団体間の連絡・調整・情報共有に配意した支援体制の構築に万全を期すること。

また、平成二十三年度補正予算の編成に当たっては、被災状況を的確に把握し、所要の地方交付税措置をはじめ十分な地方財政措置を講じ、被災地域の地方公共団体に対して万全の対策を講ずるとともに、被災地域の応援等を行った地方公共団体に対する財政措置も講ずること。

二、現下の厳しい経済環境の下において、地方の疲弊が極めて深刻化していることに鑑み、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が十分発揮できるよう、引き続き、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な総額の充実確保を図るとともに、税制の抜本的な改革に向けて、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指すこと。

三、地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立するとともに、地方公共団体間の格差是正を図る観点に立って、地方消費税の拡充・強化をはじめ、国、地方を通ずる税体系の抜本的な見直しと国、地方間の税源配分の見直しなどを行い、速やかに偏在度が小さく、安定的で充実した財源の確保を可能とする地方税制の構築を図ること。

四、巨額の借入金に係る元利償還が地方公共団体の財政運営を圧迫し、諸施策の実施を制約しかねない状況にあることに鑑み、計画的に、地方財政の健全化を進めるとともに、臨時財政対策債をはじめ、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、万全の財源措置を講ずること。

五、地方債制度及びその運用の在り方については、地方債の円滑な発行と流通、保有の安全性を確保するとともに、地方公共団体の自主的・主体的な財政運営に資する観点から、見直しを検討すること。

六、地方税財政に係る諸制度の見直しに当たっては、財政基盤の脆弱な市町村に対し、特段の配慮を行うこと。特に、今回、地方交付税の総額に対する特別交付税の割合を引き下げ、普通交付税に移行させるに当たっては、この点に十分留意すること。

七、地域自主戦略交付金については、国と地方の協議を通じ、その運用に地方の意見を十分反映させるとともに、これへの移行を契機とした国庫補助負担金の総額の削減を行わないこと。

八、政策的促進策の下に、多くの市町村合併が行われてから相当の期間が経過している現在、合併当時に予想できなかった社会経済情勢の変動が生じている団体も多いことに鑑み、合併市町村の合併に伴う特例措置の適用状況と行財政運営の現状を分析し、これを踏まえ、合併市町村の今後の行財政運営に不測の支障が生じることがないよう、適切な措置を講ずること。

なお、市町村合併による議員定数の減少、行政改革に伴う議員定数及び報酬の削減等を背景とする地方議会議員年金制度の廃止については、年金受給権者等に対し十分な説明を行う等円滑な廃止に向け最大限の配慮を行うとともに、国民の政治参加や人材確保の観点を踏まえた新たな年金制度の可能性についても検討を行うこと。

右決議する。